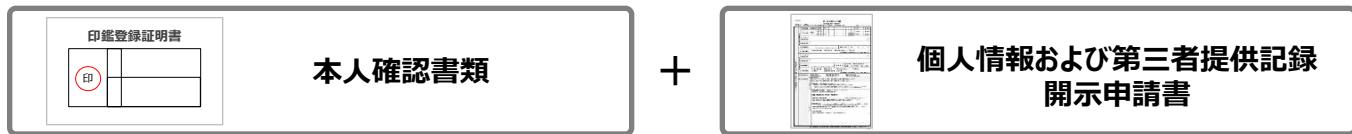


「個人情報および第三者提供記録の開示申請に関する注意事項」

1.本申請にあたっては、契約者本人（または代理人）であることを確認させて頂くため、弊社の定める本人確認書類と個人情報開示申請書を送付して下さい。



【①本人確認書類（②以外の場合）】

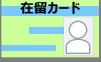
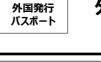
個人（本人による申請）	◇印鑑登録証明書（発行日より3か月以内で、現住所が記載されている原本）※
個人 (代理人による申請)	◇契約者の印鑑登録証明書（発行日より3か月以内で、現住所が記載されている原本）※ ◇代理人の印鑑登録証明書（発行日より3か月以内で、現住所が記載されている原本）※ 注) 委任状（申請書裏面）は、必ずご契約者本人がご記入下さい。 注) ご連絡先へ確認の連絡をさせて頂く場合があります。
個人 (法定代理人による申請)	◇法定代理権があることを確認するための書類（発行日より3か月以内の原本） (例) 契約者が未成年者である場合 : 戸籍謄本（親子関係が分かるもの） (例) 契約者が成年被後見人である場合 : 登記事項証明書（成年後見人名の記載があるもの） (例) 契約者が未成年被後見人である場合 : 戸籍謄本（未成年後見人名の記載があるもの） ◇法定代理人の印鑑登録証明書（発行日より3か月以内で、現住所が記載されている原本）※
法人	◇印鑑証明書（発行日より3か月以内で、現住所が記載されている原本） ◇社員証のコピー（有効期限内のもの）または名刺 ◇社員本人の印鑑登録証明書（発行日より3か月以内で、現住所が記載されている原本）※ 注) 法人のご連絡先（総務部門等）へ確認の連絡をさせて頂く場合があります。

【②本人確認書類（お客様さま番号がご不明な場合の開示、および本人確認書類・委任状・同意書のイメージデータの開示）】

個人（本人による申請）	◇印鑑登録証明書（発行日より3か月以内で、現住所が記載されている原本）※ ◇住民票（発行日より3か月以内の現住所が記載されている原本で、マイナンバーの印字がないものに限る） 注) ご連絡先へ確認の連絡をさせて頂く場合があります。
個人 (代理人による申請)	◇契約者の印鑑登録証明書（発行日より3か月以内で、現住所が記載されている原本）*必須（他の本人確認書類のみでの受付不可） ◇契約者の次項の本人確認書類 ◇代理人の印鑑登録証明書（発行日より3か月以内で、現住所が記載されている原本）※ ◇代理人の住民票（発行日より3か月以内の現住所が記載されている原本で、マイナンバーの印字がないものに限る） 注) 委任状（申請書裏面）は、必ずご契約者本人がご記入頂き、またご契約者の印鑑登録証明書と同一印影の印鑑押印のものに限ります。 注) ご連絡先へ確認の連絡をさせて頂く場合があります。
個人 (法定代理人による申請)	◇契約者の印鑑登録証明書（発行日より3か月以内で、現住所が記載されている原本）※ ◇契約者の住民票（発行日より3か月以内の現住所が記載されている原本で、マイナンバーの印字がないものに限る） ◇法定代理権があることを確認するための書類（発行日より3か月以内の原本） (例) 契約者が未成年者である場合 : 戸籍謄本（親子関係が分かるもの） (例) 契約者が成年被後見人である場合 : 登記事項証明書（成年後見人名の記載があるもの） (例) 契約者が未成年被後見人である場合 : 戸籍謄本（未成年後見人名の記載があるもの） ◇法定代理人の印鑑登録証明書（発行日より3か月以内で、現住所が記載されている原本）※ ◇法定代理人の住民票（発行日より3か月以内の現住所が記載されている原本で、マイナンバーの印字がないものに限る） 注) ご連絡先へ確認の連絡をさせて頂く場合があります。
法人	◇印鑑証明書（発行日より3か月以内で、現住所が記載されている原本） ◇登記簿謄（抄）本（現在（履歴）事項証明書）（発行日より3か月以内で、現住所が記載されている原本） ◇社員本人の印鑑登録証明書（発行日より3か月以内で、現住所が記載されている原本）※ ◇社員本人の住民票（発行日より3か月以内の現住所が記載されている原本で、マイナンバーの印字がないものに限る） 注) 委任状（申請書裏面）は、必ず法人の代表者または携帯電話を管理される部門の方がご記入いただき、また法人の印鑑証明書と同一印影の印鑑押印のものに限ります。 注) 法人のご連絡先（総務部門等）へ確認の連絡をさせて頂く場合があります。

「個人情報および第三者提供記録の開示申請に関する注意事項」

※印鑑登録のないお客様の場合、下記の本人確認書類にて受付いたします。コピーをおとりいただく際は、書類の外枠まで納まるようお願いします。

 運転免許証 コピー	有効期限内のもので各都道府県公安委員会発行のもの 現住所が記載されているもの。旧住所の記載の場合はあらかじめ住所変更をお願いいたします。 裏面に現住所・新氏名が記載されている場合は、裏面も送付願います。
 個人番号カード コピー	現住所が記載されているもの。「通知カード」は受付不可。 カード表面（顔写真あり）のみ送付願います。「マイナンバー（個人番号）」が記載された裏面は送付しないようご注意ください。
 在留カード コピー +  外国発行パスポート コピー	【在留カード】現住所が記載されているもの。旧住所の記載の場合はあらかじめ住所変更をお願いいたします。 裏面に現住所が記載されている場合は、裏面も送付願います。 【外国発行パスポート】有効期限内のもので生年月日、顔写真、氏名が記載されているものを送付願います。 ※在留資格が「永住者」の場合は、外国発行パスポートの送付は不要です。
 健康保険証 コピー +  公共料金領収証 コピー または  住民票 原本	【健康保険証】裏面に現住所が記載されている場合は、裏面も送付願います ※補助書類（公共料金領収証または住民票）も送付願います。 【公共料金領収証】発行日から3か月以内で、現住所が記載されている電気・ガス・水道などの領収印がある領収証、または発行日（口座引落し日）の記載がある口座振替済通知書 【住民票】発行日から3か月以内の現住所が記載されている原本で、マイナンバー（個人番号）の印字がないもの

* 個人情報開示申請書に記載されている住所・本人確認のための書類に記載されている住所・弊社の登録住所が一致しないときは受付ができません。
* 弊社の登録住所が旧住所であった場合、ドコモショップやインフォメーションセンター(0120-800-000)※ドコモの携帯電話からは局番なしの「151」(無料)で新住所に住所変更をして頂く必要があります。解約済みの回線について開示申請をされる際も同様に住所変更が必要となりますので、ご了承ください。

- 押印がない場合は開示の求めに応じることができません。
- 代理人の方へ申請を委任する場合は、必ずご契約者本人が委任状をご記入下さい。ご契約者の代理人であることが確認できない場合は、開示の求めに応じることができません。
- 開示をご希望のお客さま番号ごとに、申請書に必要項目を記入のうえ申請願います。
- 手数料等
 - ・基本項目の開示は、セットで440円（税込）の手数料をご請求させて頂きます。
 - ・その他項目でご記入頂いた項目は、1項目毎に440円（税込）又はご請求内容に応じた実費相当額の手数料をご請求させて頂きます。
 - ・郵送料は上記手数料と合算の上、ご請求させて頂きます。
 - ・「USBメモリ・SDカード」での回答を選択の場合は、記録媒体の実費相当額として記録媒体1つごとに1,000円（税込）を、上記手数料と合算の上、ご請求させて頂きます（下記を参照願います）。
 - ・ドコモでんき契約中のお客様さま番号に係るご請求は、毎月のご利用料金と合算してご請求させて頂きます。
 - ・ドコモでんき解約済のお客さま番号に係るご請求は、請求書を発送いたしますので、お近くのコンビエンスストア、またはドコモショップ等でお支払い願います。お支払い確認後、回答の準備とさせていただきます。

手数料
440円（税込）から
※項目数により変動します

+

簡易書留 郵送料
※重量により変動します

※速達をご希望の場合は、郵送料に加えて速達料金が発生します。

+

記録媒体の実費相当額
1,000円（税込）から
※媒体数により変動します

- 本申請の回答は、契約者本人宛にご契約者住所または請求書等送付先住所へ**簡易書留郵便（転送不要）**により送付します。
- お客様の申請に基づき調査を行った結果、開示の求めの対象が弊社に存在しない場合または開示を行わない場合は、普通郵便または電話連絡によりお客様にお知らせ致します。この場合、手数料等のご請求はありません。
- 本申請に伴い取得した個人情報は、開示の手続きに必要な範囲でのみ取り扱います。また申請内容の確認のために、連絡先電話番号に連絡をさせて頂く場合があります。
- 申請書送付先
〒170-0013 東京都豊島区東池袋3-1 6-3 アーバンネット池袋ビル9階
「株式会社NTTドコモ「お客様情報開示申請」郵送受付窓口」(封筒には、朱書きで「申請書類在中」とお書き添え願います)
- 回答までには申請書が届いてから約1か月ほどお時間をいただきます。